

8月1日(木)から使用する国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証を送付します

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773・6661

保険証の記載内容を確認してください。7月31日(木)までに届かない場合や、記載内容に誤りがある場合は、国保年金係にご連絡ください。12月2日(月)から現行の保険証は発行されなくなりますが、今回送付する保険証は券面に記載の有効期限まで使用可能です。

国民健康保険に加入のみなさん

新しい保険証は **ベージュ色** です



- 7月下旬に世帯分をまとめて、世帯主あてに送付します。
- すでに社会保険などに加入している人は、国民健康保険をやめる手続きをしてください。職場を退職し、社会保険などに加入していない人は、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

窓口 市民課 国保年金係、大和・塩沢市民センター

- 70～74歳の方は、保険証に「高齢者受給者証一部負担割合」が表示されています。

医療機関受診の際はマイナンバーカードを利用ください（マイナンバーカードが保険証として使えます）

マイナンバーカードを利用することで、過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、より良い医療を受けることができるなどのメリットがあります。

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

詳しくは

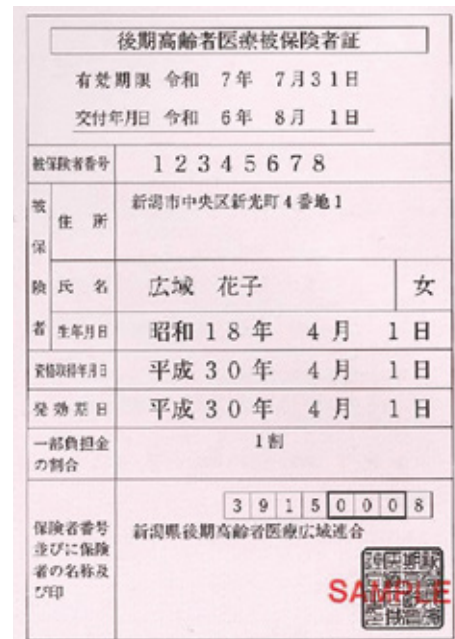


マイナンバーカード 保険証利用

検索

後期高齢者医療制度に加入のみなさん

新しい保険証は **ピンク色** です



- 7月下旬に、対象者あてに送付します。
- 後期高齢者医療広域連合が把握している加入者情報を記載した加入者情報のお知らせ（個人番号下4桁を含む）を同封します。
- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」がすでに交付されている人には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に送付します。
- 後期高齢者医療制度の対象者は、75歳以上か65歳～74歳までの一定の障がいがある人です。

国保・後期 共通事項

保険証の送付は普通郵便で行っていますが、希望する人には簡易書留郵便で送付します。市民課国保年金係、大和・塩沢センターの窓口にお申し込みください。申請書は窓口にあります。電話での受付はできません。